



今月のことば

Words of the Month

二つの拠点を往復しながら見えてきたもの

日本弁理士会副会長

河野 生吾

1. はじめに

私は埼玉県で生まれ育ち、弁理士として東京での実務経験を積みながら、20年以上にわたり島根県へ毎月のように通い続けてきました。現在は東京と島根の二拠点に事務所を構え、地元企業、行政、大学の皆様とともに、地域の知財支援に取り組んでいます。地域の方々と向き合い、事業の悩みや挑戦を共有する中で、「地方で弁理士が果たすべき役割」とは何かを深く考えるようになりました。

また、二つの拠点を往復する生活は、私に都市と地方の知財の風景の違いを鮮明に見せてくれました。本稿では、その経験から見えてきた地方知財の現状と可能性、そして弁理士としての使命について述べたいと思います。

2. 温度差

東京、大阪、名古屋といった大都市に本社を置く大企業では、知財制度が企業活動の前提として定着し、特許・商標・意匠の活用も高度化しています。大企業の知財部門は専門性を高め、国際出願やブランド戦略も日常的に行われています。

一方、島根県をはじめとする地方では、大企業の数に限られており、知財制度に触れる機会は限られています。「特許って何から始めればいいのか?」、「商標は本当に必要?」などの根本的な疑問から相談が始まることも決して珍しくありません。私自身も知財制度が遠い存在として認識されている場面に何度も出会ってきました。

しかし、この温度差は、決してネガティブなものではなく、むしろ、そこに知財の余白が多く残されていることを裏付けるものであり、弁理士が果たせる役割はとても大きいと感じています。知財の種を見つけ、育て、守ることも地方で活動する弁理士の重要な役割です。

3. 地域に寄り添う知財支援

島根県をはじめとする山陰地方でも、他の地域と同様、多様な産業が地域を支えています。私は弁理士として20年以上活動するなかで、中小企業の経営者や職人、研究者の方々からのご相談の機会を多く得ることができました。地方では依頼者との距離が自然と近くなり、社長自ら相談に来られることも珍しくありません。知財に関する事項から始まった相談が、いつしか事業全体の相談へと広がり、補助金の活用、販路開拓、ブランド戦略、地域資源の活用など、経営の根幹に関わるテーマに踏み込むことも少なくありません。

このような事情から、地方で求められる弁理士像の一つとして、地域の現場に寄り添い、事業の成長とともに考える「経営の伴走者」という立場も忘れてはならないと考えます。地方の弁理士は、知財の専門家であると同時に、地域の産業を理解し、その未来をともに描く存在であることが求められているように思います。

4. 地方に眠る知財の可能性

松江を含む山陰地域には、水産物、農産物、伝統工芸、観光資源、大学や研究機関の技術など、知財として活用できる資源が豊富にあります。しかし、これらが十分にブランド化されているとはまだ言い切れない状況です。

模倣被害が出て初めて商標の必要性に気づくケース、優れた技術が特許化されないまま海外に模倣されるケース、地域名が無断で使用されるケースなどの事例に触れる機会も多く、地方での知財の活用の重要性を痛感しています。

地域の産業を守り、育て、未来につなぐために知財を活用し、その活用事例を国内外に発信していくことも地方創生の大きな力になるものと確信しています。

5. 二つの拠点を往復する意味

東京では制度や政策の議論に触れ、島根では地域の現場の声を直接聞くというサイクルのなかで、私は「全国的・グローバルな視点」と「地域の現場の視点」の両方を持つことの重要性を強く感じるに至りました。

弁理士は大都市に集中しており、地方の弁理士は、その数こそ多くありませんが、地域産業の最前線で知財の価値を実装する役割を担っています。また、そこで得た経験は会務においても極めて重要な視点をもたらすものと考えています。

6. おわりに

私は、昨年度及び本年度の北村会長のスローガン「それぞれの弁理士道を極めよう！尖れ、弁理士！」のとおり、埼玉で育ち、東京で働き、島根に通い続けるという少し変わった生活を通じ、「地方と都市をつなぐ弁理士道」を磨き続けたいと思います。